

令和6年度 神奈川県美しい環境づくり推進協議会 次第

日 時 令和7年1月16日（木）
14時00分～16時00分

場 所 一般財団法人シルクセンター
国際貿易観光会館地下1階
大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 美化活動の推進及び不法投棄対策の取組みについて

(2) かながわプラごみゼロ宣言の関連事業について

(3) 意見照会の結果について

4 その他

5 閉会

【配付資料】

- P1 資料1 美化活動の推進及び不法投棄対策の取組みについて
- P7 資料2 かながわプラごみゼロ宣言の関連事業について
- P9 資料3 意見照会の結果について
- P13 参考資料1 令和6年度「かながわクリーン運動」実施要領、略年表
- P17 参考資料2 LINE 公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」
- P19 参考資料3 令和6年度神奈川県自然保護功労者、美化運動推進功労者及び環境整備功労者表彰の受賞者を決定（記者発表資料）
- P21 参考資料4 「さかなクンのギョギョッとびっくり！プラごみゼロ教室2024」を開催します（記者発表資料）
- P23 参考資料5 「神奈川県ワンウェイプラ削減オンラインフォーラム」と「かながわクリーンアクティブ・オンラインフォーラム」を 同日開催します！（記者発表資料）
- P27 参考資料6 神奈川県内における不法投棄箇所・投棄量
- P29 参考資料7 廃棄物の不法投棄を見つけたときは（県ホームページ）、啓発パネル
- P33 参考資料8 産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査について
- P35 参考資料9 「神奈川県循環型社会づくり計画」の概要
- P37 参考資料10 「神奈川県海岸漂着物対策地域計画」の概要
- P39 参考資料11 河川草刈り・清掃の自治会委託制度について（県ホームページ）
- P41 参考資料12 都道府県初！ウォータースタンド株式会社と連携協定を締結し、マイボトルの利用促進等の取組を進めます！（記者発表資料）
- P43 参考資料13 ペットボトル水平リサイクルに対応可能な産業廃棄物処理業者の情報を県ホームページに掲載します！（記者発表資料）
- P45 参考資料14 飲料空容器を回収する新機能リサイクルボックス（県ホームページ）
- P47 参考資料15 プラスチックごみの削減に向けた啓発を、県内イオン・イオンスタイル店舗で実施します！（記者発表資料）

美化活動の推進及び不法投棄対策の取組みについて

美化活動の推進及び不法投棄対策の取組みについて報告する。
なお、本年度の事業が継続中のものについては、次年度に報告する。

1 美化活動の推進について

(1) かながわクリーン運動（参考資料 1）

本県では、環境美化について、より多くの方々が関心を持ち、実践いただけるよう、「さわやかな かながわ」をテーマに、県内各地で「かながわクリーン運動」を展開し、道路、公園、海岸、河川等での清掃活動や美化PR活動について、県民、企業等及び市町村と一体となって取組みを進めている。

(2) かながわクリーン運動関連のクリーンキャンペーン

かながわクリーン運動関連の美化活動のうち、例年、川・海・山で行われている大規模なクリーンキャンペーンについて、令和5年度実績は次のとおりであった。

	項目	実績
川	桂川・相模川クリーンキャンペーン (桂川・相模川流域協議会) ※山梨県・神奈川県	時期：通年 参加人数：26,707人 回収量：約38.7トン ※うち県内：22,051人、約34.4トン
海	ビーチクリーンアップかながわ (かながわ海岸美化財団)	時期：5～6月 参加人数：9,035人 回収量：約9.7トン
海	国際海岸クリーンアップ (かながわ海岸美化財団)	時期：9～10月 参加人数：770人 回収量：約0.6トン
山	丹沢大山クリーンキャンペーン (丹沢大山クリーンピア21)	時期：10～11月 参加人数：3,355人 回収量：約4.9トン

(3) LINE公式アカウントによる情報配信（参考資料 2）

クリーン運動を始めとしたプラごみゼロの取組みへの参加者を拡大していくため、LINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」を令和4年3月30日に開設し、クリーン運動のイベント情報等の収集・発信している。

(4) 知事表彰の実施（参考資料 3）

次の表彰を令和6年度に実施した。

- ◇ 神奈川県美化運動推進功労者表彰：24件（個人13名、団体11者）
- ◇ 神奈川県環境整備功労者表彰：47件（個人47名）

(5) イベントの開催

ア さかなクンのギョギョッとびっくり！プラごみゼロ教室2024の開催（参考資料4）

「かながわSDGsスマイル大使」であるさかなクンが、プラスチックごみによる海のお魚への影響についてお話する講演イベントを令和6年12月23日（月）に開催した。

イ かながわクリーンアクティブ・オンラインフォーラムの開催（参考資料5）

河川、海岸、山や街中の清掃活動に多くの県民や企業が参加する仕組みづくりを進めることで、地域に根付いたクリーン活動の輪を広げていくため、オンラインフォーラムを令和7年1月29日（水）に開催する。

フォーラムでは、海岸、河川などでクリーン活動を行っている団体の取組紹介及び各地域でのクリーン活動の課題等についてパネルディスカッションによる意見交換を行う。

2 不法投棄対策について

本県の不法投棄箇所・投棄量及び残存量については、（参考資料6）のとおり。

(1) 監視活動の実施状況

ア 監視パトロールの実績（令和5年度）

項目	場所	実績
市町村との合同パトロール	全域（政令市内を除く）	94回
非常勤監視職パトロール	全域（政令市内を除く）	278回
スカイパトロール （詳細は(1)イにて別記）	河川（相模川、中津川、金目川、 水無川、酒匂川）	（検索活動） 125回 （広報活動） 127回
委託業者によるパトロール	林道 河川（相模川、中津川）	226回 40回
河川のパトロール	河川	1,726回
合計		2,616回

イ スカイパトロールについて

令和2年度から週1回程度の頻度で、ドローンを用いたスカイパトロールを相模川、中津川、金目川、水無川及び酒匂川流域において実施している。

発見したごみの場所等については、市町村による回収やクリーン活動につながるよう、河川管理者や地元自治体等に情報提供している。

また、令和3年7月からは新たにスピーカー付きのドローンを導入し、河川利用者に対して、ごみの持ち帰りの呼びかけを行っている。

この活動は、主に行楽やBBQなどで利用者が多くなる夏から秋にかけて、重点的に実施している。

<資源循環推進課所有のドローン>



（廃棄物検索性ドローン）



（スピーカー付き広報活動用ドローン）

ウ その他の監視活動の実績（令和5年度）

項目	実績
不法投棄監視カメラによる監視（※1）	11箇所
「神奈川県不法投棄及び不適正保管の情報提供に関する協定」に基づく民間団体との連携、協力による監視（※2）	随時

※1 監視カメラはこれまで計4台のカメラを半年ごとに移設しながら運用しており、令和5年度は、監視カメラを7箇所（内1箇所は通年で設置）、ダミーカメラを4箇所に設置した。令和6年度はさらに4台の監視カメラを増設し、計8台を運用している。

※2 神奈川県不法投棄及び不適正保管の情報提供に関する協定について

本県は、民間9団体と「神奈川県不法投棄及び不適正保管の情報提供に関する協定」を締結しており、各団体の会員が業務中に廃棄物の不法投棄や不適正保管を発見した場合に、本県や政令市へ情報提供することとしている。

令和2年度及び3年度に、計約2万7千枚の不法投棄防止啓発ステッカーを協定締結9団体へ配付し、車両やオフィス等に掲示するよう依頼した。

<協定締結9団体>

- ・ 一般社団法人神奈川県建設業協会
- ・ 一般社団法人神奈川県タクシー協会
- ・ 神奈川県森林組合連合会
- ・ 公益社団法人神奈川県産業資源循環協会
- ・ 東京電力パワーグリッド株式会社 神奈川総支社
- ・ 日本郵便株式会社 南関東支社
- ・ 一般社団法人神奈川県建物解体業協会
- ・ 一般社団法人全国木造建設事業協会
- ・ 一般社団法人日本木造住宅産業協会 神奈川支部



<ステッカー>

縦 95mm×横 177mm

○ 不法投棄撲滅強化月間（11月）について

県では11月を「不法投棄撲滅強化月間」に設定し、不法投棄を許さない地域環境づくりを推進している。不法投棄監視パトロールなどを実施するほか、事業者、各団体及び市町村に対して、不法投棄防止活動に取り組むよう依頼している。また、令和5年度に不法投棄防止等の啓発パネルを作成し、イベント等での展示、ホームページへの掲載を行っている。（参考資料7）



<不法投棄防止等啓発パネル>

(2) 不法投棄物・散乱ごみの撤去

本県が令和5年度に実施した主な不法投棄物の撤去実績及び、かながわ海岸美化財団が実施した清掃活動によるごみの回収量は次のとおりであった。

項目	実績
県各管理者が管理地内（林道、海岸、河川、道路）の不法投棄物を撤去	① 放置車両等の回収量 林道：テレビ1台、冷蔵庫1台 洗濯機1台、タイヤ6本 河川：自動車8台、バイク3台 自転車2台 ② 散乱ごみ等の撤去量 林道：約0.9t、河川：600m ³ 、
民有地等における不法投棄物の撤去	箇所数：1箇所、撤去量：1.08t
相模湖、津久井湖、丹沢湖、奥相模湖等ダムにおける流芥浮遊ごみ等の除去	回収量：1,296m ³
かながわ海岸美化財団による海岸・河口（境川、引地川、金目川、酒匂川の各河口部）及び砂防林等の清掃	海岸清掃ごみ等回収量：約1,619t

(3) 主な広域的取組

本県が令和6年度に他の自治体と連携して取り組んだ事業は次のとおりであった。

項目	実績
産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム37）（※1）	・産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査（参考資料8） 実施場所：東名高速道路横浜町田IC料金所 実施日：令和6年10月11日 産業廃棄物収集運搬車両：14台、 うち指導車両：5台
山梨県・静岡県・神奈川県富士箱根伊豆地域不法投棄防止連絡会議（※2）	・不法投棄防止連絡会議 実施場所：神奈川県庁 実施日：令和6年7月5日 ・3県合同不法投棄防止一斉パトロール 実施場所：南足柄市、山北町、箱根町、湯河原町 実施日：令和6年5月30日 <以下雨天による中止事業> ・3県合同不法投棄防止キャンペーン

※1 関東甲信越・福島静岡地区の都県・政令市（1都11県25市で構成）が、相互の情報交換、連携、協力体制を確保するために設置された協議会

※2 平成18年度に開催された山梨・静岡・神奈川三県サミットでの合意により、平成19年度より富士箱根伊豆地域における不法投棄対策の連絡会議が設置された。

3 計画の改定

美化活動の推進及び不法投棄対策に関連する計画である「神奈川県循環型社会づくり計画」及び「神奈川県海岸漂着物対策地域計画」を令和5年度に改定した。

(1) 神奈川県循環型社会づくり計画の改定（参考資料9）

神奈川県循環型社会づくり計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に規定する都道府県廃棄物処理計画として策定した法定計画であると同時に、県の総合計画及び環境基本計画を支える循環型社会の実現に向けた廃棄物分野の個別計画でもある。廃棄物をめぐる最新の動向や現状を踏まえ、令和6年3月に改定した。

(2) 神奈川県海岸漂着物対策地域計画の改定（参考資料10）

神奈川県海岸漂着物対策地域計画は、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（通称「海岸漂着物処理推進法」）第14条第1項に基づく法定計画であると同時に、神奈川県循環型社会づくり計画の部門別計画として位置付けられている。循環型社会づくり計画の改定や、法改正など国の状況の変化や県の関連計画の策定などの状況を踏まえ、令和6年3月に改定した。

かながわプラごみゼロ宣言の関連事業について

1 かながわプラごみゼロ宣言

プラスチックによる海洋汚染が世界規模で大きな社会問題となっている中、平成30年夏、鎌倉市由比ガ浜でシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられ、胃の中からプラスチックごみが発見された。

SDGs 未来都市である神奈川県は、これを「クジラからのメッセージ」として受け止め、平成30年9月に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指すこととした。



2 神奈川県プラスチック資源循環推進等計画の関連事業について

「かながわプラごみゼロ宣言」の目的の達成に向け、令和2年3月に「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」を策定した。さらに、プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため、条例を改正し、県の責務として「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」を令和5年3月に策定した。

また、令和4年3月に開設したLINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」において、プラごみゼロに関する情報や、クリーン活動等の情報等を発信している。（令和6年12月末時点9,089人）（参考資料2）

(1) プラスチック使用製品の使用の合理化の促進

プラスチックごみの排出を抑制するため、ワンウェイプラなど過剰なプラスチック使用製品の使用を削減するほか、環境に配慮したプラスチック使用製品を選択することや、プラスチック使用製品をなるべく長期間利用するといった、プラスチック使用製品の使用の合理化を促進する。

令和5年5月には県庁本庁庁舎内にマイボトル専用給水器を設置し、令和6年度には一部県出先機関庁舎にも拡大するとともに、趣旨に賛同いただける市町村や民間企業等と連携し、県内全域に給水スポットの輪を広げることで県民のマイボトル利用を促進した。（参考資料12）具体的には、令和6年6月開催の「第28回南足柄市環境フェア」、同年8月開催の「うたフェス JAPAN2024」、同年12月開催の「第19回湘南国際マラソン」「さかなクンのギョギョッとびっくり！プラごみゼロ教室2024（参考資料4）」において、マイボトル専用給水機を設置した。

さらに、令和7年1月には「神奈川県ワンウェイプラ削減オンラインフォーラム」を開催し、行政や様々な企業のワンウェイプラスチック削減の取組の発表、参加者も含めた意見交換等を行う。（参考資料5）

(2) プラスチックの再生利用等の促進

プラスチック使用製品の使用の合理化を図ったうえで、今後も発生するプラスチックごみについては徹底したリサイクルを推進する。

令和4年度には、県内の排出事業者が産業廃棄物として排出するペットボトルをペットボトル原料に水平リサイクルしてもらいたい場合に、対応可能な処理業者の情報をホームページに掲載した。(参考資料13)

令和5年度には、ペットボトルをペットボトル原料に水平リサイクルするため、異物混入を減少させる新機能リサイクルボックスの設置を行い、令和6年度は横須賀市内の環境イベント等に出展し、新機能リサイクルボックス(右図)の普及啓発を実施した。(参考資料14)



(3) クリーン活動の拡大等

資料1で報告したとおり。

(4) 普及啓発(ブース出展イベント等一覧)

令和6年度(12月末時点)

開催日	イベント等名称	内容
6/1土-2日	神奈川再発見! フェア	ブース出展
6/8土	横須賀市環境月間啓発イベント	ブース出展
6/19水-22土	南足柄市環境フェア	ブース出展
8/23金-25日	うたフェス JAPAN	ブース出展
9/8日	YOKOSUKA うみかぜカーニバル	ブース出展
9/28土-29日	東京湾大感謝祭	動画による取組発表
10/20日	美・緑なかいフェスティバル	ブース出展
10/30水-31木	第68回生活と環境全国大会	ブース出展
12/1日	第19回湘南国際マラソン	ブース出展
12/23月	さかなクンのギョギョッとびっくり! プラごみゼロ教室2024(参考資料4)	県主催イベント (講演)
1/29水	神奈川県ワンウェイプラ削減オンライン フォーラム(参考資料5)	県主催イベント (講演、意見交換)
	かながわクリーンアクティブ・オンラ インフォーラム(参考資料5)	

3 かながわプラごみゼロ宣言賛同企業等

本宣言の趣旨に賛同し、ともに取組を進めていただける企業等を募集している。(令和6年12月末時点約2,250者)

令和6年6月の環境月間では、県と「連携と協力に関する包括提携協定」を締結しているイオン株式会社との取組の一環として、賛同企業でもあるイオンリテール株式会社南関東カンパニーと協力し、県内イオン・イオンスタイルの店舗にてプラスチックごみの削減に向けた啓発を実施した。(参考資料15)

	1 美化活動推進の取組みについて	2 不法投棄対策の取組について	3 本協議会の今後の開催方針等について
【内容】	県では、毎年、県内各地で「かながわクリーン運動」を展開し、海岸や河川等での清掃活動や美化啓発活動などについて、県民や事業者、関係団体及び市町村と一体となった取組みを進めています。また、より多くの方々に関心を持っていただき、実践していただけるよう、LINE公式アカウント「かながわブラごみゼロ情報」やホームページ等で情報発信を行っています。さらに、令和4年度からは「かながわクリーンアクティブ・オンラインフォーラム」を開催し、河川、海岸、山や街中の清掃活動に多くの県民や企業が参加する仕組みづくりを進めています。 また、令和6年3月に「神奈川県海岸漂着物対策地域計画」を改定し、海岸漂着物の約7割は内陸から河川を通じて流出していることを踏まえ、内陸部と沿岸域が一体となった発生抑制対策を推進することなどを追加しました。 そこで、今後、沿岸域だけでなく内陸部を含めて海岸ごみについて当事者意識をもち、自主的かつ積極的な取組を促すためにどのような方策が有効と考えられるでしょうか。	近年、廃棄物の不法投棄件数は横ばい傾向にあり、引っ越しごみのような一般廃棄物の小規模な不法投棄は後を絶たない状況にあります。 不法投棄の撲滅に向けては、行政が行う監視活動や取締りに加え、県民、事業者等が「不法投棄をしない・させない・許さない」という意識をもつことが不可欠です。そうしたことから、県では毎年11月を「不法投棄撲滅強化月間」に設定し、不法投棄を許さない地域環境づくりを推進しています。強化月間中は、市町村及び関係団体とともに、不法投棄監視パトロールを実施しているほか、不法投棄撲滅を周知する広報や不法投棄防止キャンペーンなどの啓発活動を重点的に実施しています。 そこで、こうした不法投棄を許さない地域環境づくりを一層推進していくため、どのような方策が有効と考えられるでしょうか。	本協議会については、例年1月頃に開催し、美化活動の推進及び不法投棄対策に関する県の取組を御報告するとともに、委員の皆さまから御意見をいただいています。 一方、令和5年度の協議会において、「年に1回の協議会の開催で意見や提案を十分に反映できるのか」との趣旨の御意見をいただいたことを受け、今年度は協議会の開催に先立ち委員の皆様へ意見照会（本照会）を行い、御意見や御提案をあらかじめ整理したうえで協議会を開催することとしました。 そこで、本協議会の今後の開催方針等（開催頻度、開催方法等）について、御意見等がありましたらお聞かせください。
公益財団法人かながわ海岸美化財団	○クリーン活動を実施したことが見える化し、社会的に評価される仕組みづくりも考えて行く必要があるのではないか。自主的な活動が必ずしも社会の評価を期待するものではないと思うが、裾野を広げるという意味ではNFTの普及とセットでボランティア活動の価値化を検討してはどうか。（ただし、これまでのボランティアが阻害される危険も孕んでいるので検討に注意が必要） ○海岸だけでなく、日常生活のなかで何故ごみの散乱があるのかを考え、気づき、できることを行動につなげていけるよう、小学校などでの「種まき」を根気よく続ける。その際、聞いてもらいたいことを一方的に話すのではなく、参加者が興味を持って聞くことができ、意識に残りやすい参加型のプログラムを実施していくことが肝要である。（美化財団では学校キャラバンを実施） ○活動的な年配者を中心として、自治会や地域活動を活発化させ、子供たちを巻き込んだ美化活動を行う。（例：ポイ捨てなくし隊 藤沢市大庭地区） 自分の住んでいる街への愛着、美意識の高さは、その後の環境に対する考え方に深い影響を与える。 ○神奈川県の海岸域に限れば、20年前と比べて現在の海岸状況と美化意識は確実に向上し、成熟して、あるべき理想の形に進んでいる。美化財団の活動を参考に、他地域や内陸部、次世代へ継承できるとよいと思う。 現状、漂着する人工ごみのかなりの割合が、ボランティアにより回収、集積されており、美化財団という仕組みで効率的かつ迅速に処理されている。美化財団の30余年にわたる美化啓発、団体支援の取り組みが一定程度、実を結んでいると考えており、他県の海岸、川や山の他エリアでも同様の取り組みを行えば、日本全体で底上げがされると考える。 ○小中学校の時代に如何に興味、関心を引く事が出来る環境教育が出来るか、山川海街のそれぞれのフィールドが楽しめ愛着が沸く体験が出来るかが重要であり、このことに教師や親だけではなく、社会全体が様々な協力や機会で参加できれば、各フィールドを愛して守りたいと考える次世代に必ず守られていくと思う。 ○広報活動等により、ごみ問題に取り組むことに対するイメージ戦略の視点も必要。「面倒」「大変」「自分一人ぐらい影響がない」「分別づかれ」などのネガティブな感覚から、「楽しい」「カッコいい」といったイメージを持ってもらうための工夫 一方では、マイクロプラスチックは人体にも悪影響を及ぼす可能性について、現状を知って危機感を持ってもらうことで、より自発的な活動を促すことができるのではないか。また、企業に対しては、ごみ問題に積極的に取り組む企業を表彰する、取り組みをSNS等で発信する、肩書を授与する（〇〇のお墨付き等）、というような方策で従業員のWellBeing結びつけるような取り組みなど・・	○海岸では、大規模より家具一つのような小規模な不法投棄が、通年で発生しています。中でも、車が進入できる場所の不法投棄が目立ちます。ですので、酒匂など、海岸沿いで無料でいつでも駐車できるスペースをつぶして、すべて有料にするだけで変わるのでは。 ○荒れた場所へのポイ捨ては、罪の意識を低くすると思います。きれいな環境を保つことで、不法投棄の抑止力になると思います。道路植栽の手入れや整備など重要と考えます。 ○神奈川県の海岸を日常的に観察している中で、大きな不法投棄は、神奈川県の海岸に限ればほぼ目にしない。河川に行われ流れて漂着したのだなと思われるものは、大雨後の海岸で目にする。これは海岸域ではごみを捨てている人間の方が圧倒的に多く、またその行為が目に入り、監視と抑制効果に繋がっている。 ○廃棄しにくいもの＝不法投棄されやすいもの。そのため、より正規ルートで廃棄しやすい、リユースしやすい方法の検討。例えば『ジモティー』というWebサイト上では、地元の人同士で不用品を譲渡が活発に行われているが、このような仕組みを行政主導で定期的に実施することも一つの方策となるのではないか。 ○不法投棄情報の収集と公開 →ネットやSNSを利用して広く一般から不法投棄情報を収集する。 →収集した情報はまとめてSNSやネットで公開する。 →また収集した情報をもとに各所の対策を検討し、その内容も情報発信をして監視の目を光らせるようにする。 ○不法投棄多発地帯の利用制限 →不法投棄が多発している場所は期間限定などで利用制限をかける。 ○罰則強化 ○ニュース、メディアでの取り上げ 不法投棄が防犯カメラの設置やパトロールを行っても、後を絶たない理由に、「やっても大丈夫だ」「気づかれない」「ニュースにならない」があると思われる。そこで、ニュースにして公表を行うことが有効ではないか。また、震災時の救助要請にSNSを活用した事例があったが、ハッシュタグの活用を行いサイバーパトロールの強化によって犯人の特定が迅速になる。 ○粗大ごみ専用の仮設引き取り現場を設ける →年間に回数を決めて、そこで一斉に回収を行う。不法投棄は自分の家の周りにはせず、離れた場所で行われていると思います。そこまで運ぶには、少なからず車両により投棄されていると思われる。地域の一週間ごみ捨てサイクルに粗大ごみの日がないのであれば、決められた日時・場所を設けることで、抑制できるのではないかと	意見交換や議論を行うのは大変に良いと思いますが、出された意見等に対する結果を具体的に示していくことが重要だと思います。美しいかながわの環境づくりは大変息の長い、難しい課題だと思いますので、マイルストーンで目指すものを明確にしていくことも重要かと思っています。マイルストーンが明示されれば、それを目指した議論や確認のための開催頻度が自ずと決まるのではないのでしょうか。

	1 美化活動推進の取組みについて	2 不法投棄対策の取組について	3 本協議会の今後の開催方針等について
小田急電鉄株式会社	当社では、沿線に所在する座間市主催の相模川清掃や狛江市主催の多摩川清掃に毎年参加しているほか、社員による駅周辺の清掃を定期的に行っています。こういった取り組みが、河川を通じたごみの漂着減少に貢献していると認識しています。 一方で世間的には、街のごみが海岸の漂着物になることが認知されていないと感じることから、情報発信することで神奈川県各市、各所（法人や学校）が清掃活動に取り組む機運を高めてはと考えます。 また、街のごみが海岸の漂着物になる意識を高めるために河川流域の上流～下流部の自治体が共同でクリーンキャンペーンを展開することで、沿岸部以外の自治体の当事者意識を高められるのではないかと考えます。	弊社では、WOOMS事業において、ごみ収集の可視化・最適化を提供するシステムを提供しています。このなかの機能において、収集の職員が不法投棄発見時に撮影した映像を、位置情報とともに簡単に取得することができます。不法投棄発生状況を分析することで、効果的な啓発活動が可能になる他、不法投棄箇所の住民への開示などで抑止効果も期待できるのではと考えます。 また、不法投棄の回収についても、行政に大きな負担がかかっていると存じますが、これらの効率的な回収にも役立てることが可能です。 (過去の実績として、回収の効率化に関する実証実験を相模原市において実施したものの、不法投棄抑止を目的とした活用例はございません)	今年度の開催方針で異論ございません。
さむかわエコネット	・「海にプラゴミを流さない!」を掲げた河川ごとのクリーンキャンペーンを計画実施する。 - ただし、河川の除草をした後でないとゴミが分からないし、探せない。 ・マルチなど農業資材の河川流出を防止するキャンペーン ・植物ゴミ対策は堤防野焼きが良いように思います。 ・ゴミ箱について：ゴミはどこに捨てても総量は同じです。 - ゴミ箱に捨てられた方が海に流れないし、回収コストは安いように思います。	・不法投棄ゴミ発見時の手順を簡単にして公示する。（警察？役所？） - 不法ゴミ監視センターのようなものが出来ればそこに連絡する。（スマホで写真をおくれば位置情報も入手できる） ・廃棄物処理の費用や手続きを見直す⇒何でも屋があると便利。 ・捨てやすい場所：重点対策する。神川橋脇：相模川左岸堤防道路がやばい。 （別紙） ゴミが捨てられている場所の例（2024.11.27）	<u>正直、難しい課題で「会議を多くやれば解決する」とは思えません。</u> 行動経済学（行動心理学）を活かした取り組みもあるようですが、一定の効果が見られる程度のように思えます。 「地道に続けられれば少しずつ改善されていく」のではという感想です。 プラゴミの発生を5W1Hで分析すれば打ち手が何か見えてくるようにも感じます。
NPO法人海さくら	★我々が運営しているごみ拾い環境ポータルサイト「BLUE SHIP」を活用し、内陸部でのゴミ拾いを活発化させる。ゴミ拾いスタートキッドのトンぐなども無料でもらえ、ゴミ拾い参加者数を増やすサイトです。 ★また、ごみ袋は、市町村から積極的に配布する ★かながわ海岸美化財団さんのようなゴミ回収を内陸部でも、わかりやすく簡単にし てあげられるようにすることで、ゴミ拾い実施者・団体が増える ★沿岸域でも内陸部でもゴミ箱（啓蒙付き）を設置する ★内陸部からのゴミで多いのがタバコのフィルター、喫煙者にアプローチする。 ★飴玉の袋なども同じで、海岸で落ちているゴミの分析をして、その商品を生み出した会社と対策を考える。 ★色々ともだまだあるかと思います。	以前にもお伝えしましたが、不法投棄がされている場所をマップにして ゴミが溜まっている場所をサイトで紹介し、そこにゴミ拾い団体がいきやすくする。 継続的なアプローチ ゴミ拾い団体が足を運ぶことで監視ともなる	特にありません
NPO法人海の森・山の森事務局	親子参加型のビーチクリーンの実施 当事者意識を持たせるためには、理屈や単なる情報伝達だけではなく、やはり海岸のごみがどのような状態かを身をもって知る必要があります。貴課主催でビーチクリーンを実施することを望みます。しかも、ビーチクリーンといっても多くの人たちが実施しているようなエリアはごみも少ないので、私たちが神奈川県の海岸を全部歩いてごみ拾いをした結果、ごみがとても多かった真鶴、横須賀市、三浦市の海岸で行なうことが望ましいと思われます。そのビーチクリーンを実施するにあたり、私たちのNPOが諸々のコーディネート等の協力は惜しみません。 親子参加型にすることにより、ビーチクリーン後も親子の間でごみに対して話題とする機会も増えます。参加者を累計していくという地道なアクションではありますが、プラスチックごみに対しての意識は確実に高まるだけではなく、自分ごととして取り組んでいく筋道を築けます。	管理の行き届かない植栽はやめる。トラックドライバーたちの労働環境の改善 前述のようにわたしたちのNPOが5年間かけて神奈川県の海岸線を全て歩いてごみ拾いをした結果として、港湾エリアのある横浜、川崎、横須賀で、おそらく物流を担当するトラックからの不法投棄と見られる、尿入りのペットボトル、食べたものの容器、クルマのパーツ、タイヤなどの不法投棄が著しかったです。ここは県の担当エリアではないと言ってしまえばそれまでですが、それぞれの自治体と県と協力してこの問題に取り組む必要があると思われます。 解決方法としては、大井埠頭との違いをきちんと調査する必要があるように思います。私たちの調べでは、同じような立地条件でありながら、大井埠頭には前述のようなトラックからの不法投棄物がほとんどありませんでした。何が違うのかを私たちなりに検討した結果、まず大井埠頭は港湾エリアの道路が太く用意され、中央分離帯は細く、植栽も一切植えられていません。トラックの待機場スペースも用意されていました。また周辺のコンビニなどもトイレスペースがとても広く用意されていて、ドライバーたちの労働環境もよいように思えました。一方、横浜や川崎、横須賀の港湾エリアは、見るからに無駄に広い中央分離帯があり、そこには植栽が施されていますが、手入れが行き届かず、藪になっていて、そこに不法投棄物が多く廃棄されていました。人間心理として、隠すことのできるような状況が、不法投棄を生んでいるものと思われます。たとえば、県と自治体とで協働して、実証実験的にとある港湾エリアの中央分離帯等を撤去し、不法投棄の状況の変化を見る必要があるのではないのでしょうか？ また港湾エリアでのトラックドライバーたちが待機する場合も、トイレの設置や待機場の確保、その他労働条件を改善できるような施しがあれば、このようなエリアでの不法投棄は大幅に減らせるものと思われます。この件に関しましても、必要とあらば、私たちのNPOがコーディネートする等の協力は惜しみません。	リアルでの会議を少なくとも2ヶ月に1回ぐらいの頻度での開催を望みます 私見としましては、やはり顔を突き合わせて、それぞれの立場からの見解を話しての会議の場がもっと必要だと思います。今回このような意見照会をしたなら、これを踏まえていろいろな意見交換をリアルな場で行なう必要があると思います。せっかくさまざまな立場の素晴らしいメンバーが揃っており、行政は行政の立場から、私たちのような団体は現場を踏まえた立場から、議員さんは議員さんの立場からの意見を活発に交わすことで、そこで初めて解決の糸口のようなものが見えてくるのではないのでしょうか？ 会議の中で、今後は必ず別の部署との協働も必要になるケースはあるはずですし、必要が生じたら他の部署の方たちや必要に応じて他の行政の方たちや関係する県民の方たちにも会議に出席いただき、県庁が県民と一体になって取り組んでいくそのような姿が今後は必要ではないかと思ひます。熱量を感じながらの会議こそが問題解決に行き着く方法だと思いますので、私はもっと頻繁に会議を開催することを望みます。頻度としては少なくとも2ヶ月に1回ぐらい。ご検討いただけましたら幸いです。

	1 美化活動推進の取組みについて	2 不法投棄対策の取組について	3 本協議会の今後の開催方針等について
NPO法人 ふるさと 環境市民	プラごみは減っていないというのが現状のようです。 マスクが捨てられているケースも多いので不法投棄の撲滅についての啓発が大切か と思われます。	年2回、川の清掃作業を30年近く実施してきました。川はずいぶんきれいになりました が、ペットボトル、レジ袋などは皆無ではありません。 ペットボトルのラベルに「ペットボトル不法投棄厳禁」などのロゴを入れてほしい です。	年に1回の協議会の開催では意見や提案を 十分に反映できないと思います。 せめて年に2回は開催していただきたいで す。
神奈川県 都市清掃 行政協議 会（海老 名市経済 環境部環 境政策 課）	今年度から海岸美化充実・強化検討担当者会議に内陸部市町村が参加することにな ったが、来年度も継続していくことが有効と考えられる。	不法投棄パトロールにおける、河川等市町村の所管しない土地の不法投棄の回収が 有効と考えられる。	協議会に向けた、事前の意見照会を継続し ていただきたい。 対面だけでなく、オンラインでの会議参加 を可能にしていきたい。
神奈川県 町村清掃 行政協議 会（大井 町生活環 境課）	内陸部の自治体においても、住民に対して、海岸漂着物の実態やその影響等を広報 やSNSで積極的に発信するなど、普及啓発を推進する。	不法投棄されやすい場所を重点的に、監視カメラの設置、夜間パトロールを積極的 に行う。 また、不法投棄に関する環境教育を実施する。	特段意見はございません。
村尾 陸	一般人に当事者意識を持たせるには、まずは知ってもらうという観点での啓発、広 報によるアウトリーチが必要と考えます。ルートは様々ですが、この会議体のように 市民団体と行政機関が協力してアウトリーチを展開していくのが良いと考えます。	元も子もない話だが、捨てるのに手間がかかるもの、お金がかかりすぎるもの、そ もそも捨て方が分からないものが多い印象にある。人はそういったものを隠れた場所 に捨ててしまおうと考えと思う。例えば大型家電がそうだが、購入の段階で処分法 についてガイドを付けたらどうか。産廃業者や特殊な廃棄法を要する物品において行 政がノータッチな分野もあると思うが、その部分で行政からの照会、斡旋などがある と廃棄を考えている人も安心できると思う。	特に市民団体の代表の方々はかなり言いた いことがある印象でした。日頃本気で美化活 動を行っている方々にとっては、行政担当者 と協議できるこの機会は年一回2時間では足 りないだろうなという印象です。開催方法と しては、Zoom等オンライン開催又はハイブ リッド方式でも良いのではないかと思います。
西海 愛 子	美しい環境づくり推進協議会に参加することになり「かながわプラごみゼロ情報」 をLINE登録しました。色々なイベントが開催され熱い行政の取り組みが感じられまし た。一般市民のどれほどにこの取り組み情報が届いているのでしょうか？ メディア・SNSを利用したきめ細かい啓発活動。イベントに参加すると美化意識が た高まります。ポイ活など参加者にメリットがある楽しいイベントがあると家族で参 加したくなるのではないのでしょうか。	不法投棄は最初の一人・一事業者が不法投棄すると次々に不法投棄されその場所 には投棄物が大量になります。心理的に他の人も捨てているんだから いいんだという 気持ちになります。 行政がスカイ・委託業者パトロールしていますがパトロール地点が限られ最初の不 法投棄物を撤去することはできません。一般市民の関心と監視の目が必要です。不法 投棄物を見つけ掃除した場合投棄物を速やかに行政が回収するシステムがあれば市民 も自分事として不法投棄撲滅に取り組むことができる。	協議会参加者・団体が毎回同じようです ね。活動内容や県への要望・質問で皆さんの ご苦労や達成感の喜びがよくわかりました。 協議会の役割は審議会と違いますから審議 しなければいけない内容も有りませんので年 に2回くらいでもいいかなと思います。
古賀 照 基	「海岸漂流物の約7割が内陸から河川を通じて流出している」という事実は、内陸の 人達にはあまり知られていない。まずは周知活動が必要と考える。	廃棄を禁止するのではなく、積極的に受け入れることで不法投棄を防止できるの ではないか。例えば、「廃棄物を大々的に受け入れる週間」といったキャンペーンを行 い、廃棄物収集場所を多数準備し、そこに持ってきてもらう。もちろん、お金は徴収 する。	意見・提案をあらかじめ整理するのはよい と思います。 年2回はやってもよいと思います。

ゴミが捨てられている場所の例（2024・11・27）



神川橋東信号
相模川左岸堤防道路
赤丸がゴミ投棄場所

投棄ゴミをカラスが
散乱した。



川とのふれあい公園
で遊んだゴミ？
他から運んできたゴミ？

令和6年度「かながわクリーン運動」実施要領

1 趣旨

「さわやかな かながわ」をテーマに、県民一人ひとりの積極的な実践と相互の協力により、美しく清潔で住みよい県土づくりを行う。

県、市町村、関係団体、企業等は、県民運動として盛り上げ、輪を広げていくために、支援、協力を行うとともに、それぞれの立場で県土の美化を推進する。

2 実施方針

名 称： 「かながわクリーン運動」

テーマ： 「さわやかな かながわ」

期 間： 年間を通して実施する。

ただし、次のとおり強調期間を設定する。

(1) 強調期間

令和6年5月1日～令和6年6月30日

※ 国が設定している又は設定する予定がある次の期間を含む。

- ・ 環境の日（6月5日）
- ・ 環境月間（6月1日～6月30日）
- ・ 春の海ごみゼロウィーク（5月30日～6月9日）

(2) このほか、地域ごとに、その実情に応じた判断により強調期間を設定することについては、差し支えないものとする。

※ 国及び本県において、次の期間を設定している又は設定する予定があるため、実施時期の参考としてください。

【国】

- ・ 秋の海ごみゼロウィーク（9月20日～9月29日）

【県】

- ・ 不法投棄撲滅強化月間（11月1日～11月30日）

主 唱： 神奈川県

実施主体： 県民、企業、関係団体、市町村、神奈川県

そ の 他： 「かながわクリーン運動」に関する取りまとめ等の事務は、神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課が行う。

また、同課が開設したLINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」において、各実施主体の取組みに関する広報を行う。

3 実施内容

実施主体は、それぞれの立場で次のような活動を推進する。

(1) 美化活動の実践

- ア 公園・道路・港湾等の美化活動
- イ 海洋・海岸・河川・山岳等の美化活動
- ウ 個人や団体の美化活動への支援
- エ 美化活動功労者の表彰

(2) 美化活動・不法投棄防止の普及・啓発等

- ア ポスター等による啓発
(テレビ、ラジオ、ホームページ、新聞、広報紙、ちらし、看板、横断幕、
電車・バス・駅構内・街頭・海岸・キャンプ場での放送等)
- イ 環境美化教育の推進
- ウ 不法投棄監視パトロール等の実施
- エ 「かながわプラごみゼロ宣言」に関する取組

(3) ごみの減量化・再資源化の実践

(4) その他、かながわクリーン運動に関連すると考えられる活動

かながわクリーン運動略年表

運動の沿革		関連事業	
年度	内 容	年度	内 容
昭和37年	県美化運動推進本部設置 市町村美化運動推進本部設置	昭和37年	美化運動功労者表彰開始
		43年	美化パトロール事業開始（49年まで）
		47年	廃棄物不法投棄対策事業開始
		50年	国立公園清掃活動補助事業開始
52年	かながわクリーン&グリーン 作戦本部の設置	53年	自然公園ゴミ持ち帰り運動事業開始 環境美化推進事業市町村補助 （市町村に対する補助は37年から実施）
		54年	統一美化キャンペーン開始
		55年	関東10都県による空き缶等問題の研究開始
56年	県美化運動推進協議会の設置 （県美化運動推進本部廃止）	57年	関東10都県統一美化キャンペーン開始
58年	県民部から環境部へ事務移管		関東10都県統一ポスター・標語コンテスト開始
59年	かながわクリーン&グリーン 運動連絡会議の設置 （かながわクリーン&グリーン 作戦本部廃止）	59年	ローカルデポジット実験開始（61年まで） 関東10都県による空き缶等環境美化推進連絡協議会発足
62年	かながわクリーン&グリーン運動 発展的解消、かながわクリーン 運動として美化運動を実施	62年	空き缶等散乱防止対策全国交流集会開催
		63年	海岸美化対策県市町連絡会議設置 ごみゼロ海辺運動開始（平成2年まで） 除塵機研究開発調査事業 海藻処理技術研究開発事業（平成元年まで）
		平成2年	サーフ'90「海岸美化キャンペーン」事業
		3年	「財団法人かながわ海岸美化財団」設立 「かながわクリーン運動」30周年 「クリーンフェアかながわ」開催
		4年	河川美化モデル事業
		8年	かながわ不法投棄撲滅キャンペーンの実施
平成9年	美しい環境づくり推進協議会の設置 （県美化運動推進協議会を改組）	9年	不法投棄・散乱ごみ総合対策の開始
		13年	不法投棄監視カメラ設置事業の開始（3台）
		16年	不法投棄非常勤監視職（県警OB）の設置
		19年	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の施行 不法投棄監視専用車両（5台）の配置
20年	協議会の下部組織として ・美化とかながわ推進会議の設置 ・不法投棄対策推進会議の設置 （不法投棄対策専門委員会を改組）	21年	廃棄物・運送・建設業界と「神奈川県不法投棄の情報 提供に関する協定」の締結
23年	美化とかながわ推進会議及び不法 投棄対策推進会議の解散	23年	神奈川県循環型社会づくり計画の策定 （計画期間H24～H33、事業期間H24～H28）
		25～26年	海岸・河川でのごみの持ち帰り呼びかけの開始
		28年	鉄道広告によるごみの持ち帰り呼びかけの開始 神奈川県循環型社会づくり計画の改訂 （計画期間H24～H33、事業計画期間H29～H33）
		29年	不法投棄監視カメラの増設（3台→4台）
		30年	かながわブラごみゼロ宣言の発表と関連事業の開始
令和元年		令和元年	河川でのドローンによるスカイパトロール開始 「神奈川県不法投棄の情報提供に関する協定」を改定 し不適正保管対策を追加、新たに3団体と締結 かながわブラごみゼロ宣言アクションプログラムの策定 （計画期間R2～R4）
		3年	スカイパトロールにスピーカー付きドローンを導入 LINE公式アカウント「かながわブラごみゼロ情報」開設 神奈川県循環型社会づくり計画の見直し、計画期間延長 （計画期間H24～R5）
		4年	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の改正 （名称が「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、 廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」に改まる） 「神奈川県不法投棄の情報提供に関する協定」を改定し、 不適正保管対策を追加、新たに3団体と締結 「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」の策定
		5年	「神奈川県循環型社会づくり計画」の改定 「神奈川県海岸漂着物対策地域計画」の改定

サイト内検索 Google 検索 検索 Translate 読み上げ /

神奈川県 Kanagawa Prefectural Government

防災・緊急情報 選んで探す 分類から探す 組織で探す

ホーム > くらし・安全・環境 > 身近な生活 > ごみ・リサイクル > 「かながわプラごみゼロ宣言」—クジラからのメッセージ— > LINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」

初期公開日：2022年3月14日

LINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」

神奈川県資源循環推進課では、LINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」を開設し、プラごみ削減に関するイベント情報や企業等と連携した取組、クリーン活動の情報などを発信しています。



// よくみらい

- ▶ 新型コロナの過ごし方
- ▶ パスポート
- ▶ 公立高校
- ▶ かながわの（#7119）
- ▶ LINE「かながわ」

▶ 県の広

神奈川県

かながわ

目次

- ▶ 友だち追加方法
- ▶ サービス概要
- ▶ 運用ポリシー

1 友だち追加方法

// スマートフォンや携帯電話から

「友だち追加ボタン」をタップしてください。



// IDで検索

LINEアプリ「ホーム」の検索窓で次のLINE IDを検索してください。

@kanagawa-gomizero

// QRコードから

次のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 サービス概要

1 ブラごみゼロに関するお知らせやクリーン活動・イベント情報などの情報配信

主な配信内容

- クリーン活動の開催情報
- イベント（フォーラムや展示会など）の開催情報
- 企業等と連携したプラスチック削減の取組事例
- プラスチックごみ削減に関する最新動向

2 神奈川県ウェブサイト及び関連サイトへのリンク

// リッチメニュー

[かながわブラごみゼロ宣言HP](#) [クリーン運動情報](#) [まちのコイン付与申請入力フォーム](#)



かながわブラごみゼロ宣言HP

神奈川県ホームページ [「かながわブラごみゼロ宣言」-クジラからのメッセージ-](#)にアクセスできます。

クリーン運動情報

神奈川県ホームページ [「かながわクリーン運動」](#)にアクセスできます。

クリーン活動に参加したい方向けに、イベント等の開催情報を掲載しています。

一般参加が可能な活動もありますので、是非ご覧ください。

まちのコイン付与申請入力フォーム

「まちのコイン」アプリを通じてLINE公式アカウント「かながわブラごみゼロ情報」を友だち追加していただいた方を対象とした「まちのコイン」の付与申請フォームです。

令和6年11月13日
記者発表資料
(相模原市同時発表)

令和6年度神奈川県自然保護功労者、美化運動推進功労者及び環境整備功労者表彰の受賞者を決定

県では、自然保護の推進やその意識の高揚に資するため、「神奈川県自然保護功労者」を、地域における美化活動、廃棄物の適正な処理や循環型社会の形成を促進するため、「神奈川県美化運動推進功労者」及び「神奈川県環境整備功労者」を表彰しています。このたび、本年度の受賞者が決定しましたので、お知らせします。

1 表彰の内容

- (1) 自然保護功労者（昭和54年度から実施）
みどりの保全と創造、自然公園の保全、野生鳥獣の保護など良好な環境の確保あるいはその思想の普及啓発に努め、優れた功績をあげたもの
- (2) 美化運動推進功労者（昭和38年度から実施）
多年にわたり美化運動の指導啓発や広報活動、清掃活動、花いっぱい活動等を行い、その業績又は功労が顕著で他の模範になるもの
- (3) 環境整備功労者（昭和54年度から実施）
多年にわたり廃棄物の処理、清掃、その他環境の整備に努め、その業績又は功労が顕著で他の模範になるもの
廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）など循環型社会形成の推進に努めたもの

2 受賞者

- (1) 自然保護功労者 9件(団体3者、個人6名)
- (2) 美化運動推進功労者 24件(個人13名、団体11者)
- (3) 環境整備功労者 47件(個人47名)

注記:別紙受賞者一覧参照

3 表彰式

日時:令和6年11月20日(水曜日) 午前11時から正午まで

会場:神奈川県庁本庁舎3階 大会議場

表彰者:神奈川県知事 黒岩 祐治 (授与者:神奈川県副知事 橋本 和也)

※取材は自由です。当日直接会場にお越しいただき、受付にてお申し出ください。

問合せ先

(自然保護功労者表彰について)

神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課

課長 羽太 電話 045-210-4301

調整グループ 加藤 電話 045-210-4306

(美化運動推進功労者及び環境整備功労者表彰について)

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

課長 長 電話 045-210-4170

調整グループ 日澤 電話 045-210-4147



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。
SDGs 未来都市 神奈川県



参考資料 4
神奈川県

令和6年9月24日
記者発表資料

「さかなクンのギョギョッとびっくり！プラごみゼロ教室 2024」を開催します

プラスチックごみによる海やお魚への影響をテーマとした講演イベント

県では、平成30年9月に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、リサイクルされずに廃棄されるプラごみゼロを目指しています。このたび「かながわSDGsスマイル大使」であるさかなクンが、プラスチックごみによる海やお魚への影響についてお話しする講演イベントを開催しますのでお知らせします。

1 概要

- (1)タイトル さかなクンのギョギョッとびっくり！
プラごみゼロ教室 2024
- (2)日時 令和6年12月23日(月曜日)
18時00分から19時00分まで
- (3)場所 横浜市市民文化会館 関内ホール
大ホール
〒231-8455 横浜市中区住吉町4-42-1
JR根岸線「関内駅」北口から徒歩5分
横浜市営地下鉄ブルーライン
「関内駅」9番出口から徒歩3分
みなとみらい線(東横線直通)
「馬車道駅」出口から徒歩5分
- (4)内容 プラスチックごみによる海やお魚への影響について
※主に小学生以上向けの内容です。
- (5)講師 さかなクン
(かながわSDGsスマイル大使)
(国立大学法人 東京海洋大学名誉博士
／客員教授)
- (6)その他 会場に給水器を設置します。プラごみ削減のため、ぜひマイボトルをお持ちください。



2 参加申込

- (1)対象者 県内在住・在勤・在学の方
- (2)参加費 無料
- (3)定員 1,000 人【事前申込制】応募者多数の場合は抽選
- (4)申込期間 令和6年9月 24 日(火曜日)から令和6年 11 月 22 日(金曜日)まで
- (5)申込方法 LINE 公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」、県のホームページから e-kanagawa 電子申請システム申込フォーム又は往復はがき(11月22日(金曜日)必着)でお申込みください。当選者には、メール又ははがきでお知らせします。

詳細は県のホームページをご覧ください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/sdgs/sakanakun_2024.html

【LINE 公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」】

LINE 友だち追加すると、イベント情報など随時配信されます。

友だち追加はこちらから LINE ID @kanagawa-gomizero

<https://lin.ee/EN5NJu1>



3 取材申込

当日の取材をご希望の方は、事前に下記の問合せ先までご連絡ください。

参考資料:「さかなクンのギョギョッとびっくり！プラごみゼロ教室 2024」告知チラシ(PDF)

《SDGs の推進について》

県では、持続可能な社会を目指す SDGs の具体的な取組として、深刻化するプラスチックによる海洋汚染問題に取り組んでいます。



問合せ先

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

課長 長 電話 045-210-4170

調整グループ 日澤 電話 045-210-4147



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県



参考資料 5
神奈川県

令和 6 年 11 月 21 日

記者発表資料

「神奈川県ワンウェイプラ削減オンラインフォーラム」 と「かながわクリーンアクティブ・オンラインフォー ラム」を同日開催します！

県では、「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、2030 年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに廃棄されるプラごみゼロを目指しています。

このたび、現在、重点的に取り組んでいるワンウェイ(使い捨て)プラスチックの削減と、クリーン活動の拡大に向け、2つのオンラインフォーラムを同日開催します。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

1 神奈川県ワンウェイプラ削減オンラインフォーラム(詳細は、別添1のとおり)

(1) 目的

様々な業界におけるプラスチック資源循環などの具体的な取組事例を共有し、サーキュラーエコノミーの実現に向けたワンウェイプラ削減の輪を広げます。

(2) 日時・開催方法

令和7年1月29日(水曜日) 13時00分から14時45分まで Zoom によるオンライン開催

(3) 定員

500 名(応募多数の場合は抽選・参加無料)

(4) 登壇者(予定)

- ・株式会社ヘミセルロース(バイオプラスチック研究開発)
- ・生活協同組合パルシステム神奈川(小売業)
- ・J&T環境株式会社(資源化・リサイクル業)
- ・川崎市(行政)

(5) 申込期間

令和6年11月21日(木曜日)14時00分から令和7年1月15日(水曜日)23時59分まで

(6) 申込方法

e-kanagawa 電子申請から申込(当選者にはメールにて通知)

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=85545



2 かながわクリーンアクティブ・オンラインフォーラム（詳細は、別添2のとおり）

(1) 目的

河川、海岸などの最前線でクリーン活動を行っている団体等の具体的な取組事例を共有し、地域に根付いたクリーン活動の輪を広げます。

(2) 日時・開催方法

令和7年1月29日（水曜日）15時15分から17時00分まで Zoom によるオンライン開催

(3) 定員

500名（応募多数の場合は抽選・参加無料）

(4) 登壇者（予定）

- ・公益財団法人かながわ海岸美化財団（海岸における活動）
- ・桂川・相模川流域協議会（兼山梨マイクロプラスチック削減プロジェクト）（河川における活動）
- ・NPO法人海さくら（海岸における活動）
- ・国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）（海洋における調査研究）

(5) 申込期間

令和6年11月21日（木曜日）14時00分から令和7年1月15日（水曜日）23時59分まで

(6) 申込方法

e-kanagawa 電子申請から申込（当選者にはメールにて通知）

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=86286



3 取材について

取材をご希望の方は、事前に下記問合せ先までご連絡ください。

《SDGsの推進について》

県では、持続可能な社会を目指すSDGsの具体的な取組として、深刻化するプラスチックによる海洋汚染問題に取り組んでいます。



問合せ先

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

課長 長 電話 045-210-4170

（神奈川県ワンウェイプラ削減オンラインフォーラムについて）

調整グループ 日澤 電話 045-210-4147

（かながわクリーンアクティブ・オンラインフォーラムについて）

適正処理グループ 柴谷 電話 045-210-4151



神奈川県

KANA-GAWA

神奈川県 ワンウェイプラ削減 オンライン フォーラム

神奈川県
主催

実施日時

令和7年1月29日(水)

参加
無料事前
申込制

13時～14時45分 Zoomによるオンライン開催

内容

ワンウェイ(使い捨て)プラ削減の
取組事例発表(予定)登壇者
(予定)川崎市
株式会社ヘミセルロース
生活協同組合パルシステム神奈川
J&T環境株式会社

サーキュラーエコノミーの
実現に向け、
ワンウェイプラ削減の輪を
広げましょう!

参加申込方法

Web申込フォームからお申込みください。

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/
offer/offerList_detail?tempSeq=85545](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=85545)
二次元コードからも
お申込みできます▶

●申込期限: 令和7年1月15日(水)

●問合せ先

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課
調整グループ TEL 045-210-4147かながわプラごみ
ゼロ宣言私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。
SDGs 未来都市 神奈川県



神奈川県

ボランティア活動がしたい！
マイクロプラスチック問題が気になる！

かながわクリーンアクティヴ・ オンラインフォーラム

海岸や河川などでのクリーン活動の最前線で活動している各団体の活動紹介のほか、
海洋プラスチックの謎に挑むJAMSTECの調査研究内容について紹介します。

令和7年1月29日(水)

15時15分～17時

Zoomによるオンライン開催

参加
無料

事前
申込制

第1部 各クリーン活動実施団体等の取組紹介

■捨てないことが、一番のゴミ拾い。～日本で唯一の海岸美化専門の団体～

公益財団法人かながわ海岸美化財団

■海のない山梨から発信！プラごみ削減

桂川・相模川流域協議会（兼山梨マイクロプラスチック削減プロジェクト）

■目指せ！日本一楽しいゴミ拾い！

NPO法人海さくら

■JAMSTECが挑む海ごみ問題～海洋プラスチックは謎だらけ～

国立研究開発法人海洋研究開発機構



第2部 パネルディスカッション

参加申込
Web
フォーム

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=86286

二次元コードからお申し込みできます▶

申込期限：令和7年1月15日(水)

問合せ先

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課
適正処理グループ TEL：045-210-4151



かながわプラごみ
ゼロ宣言



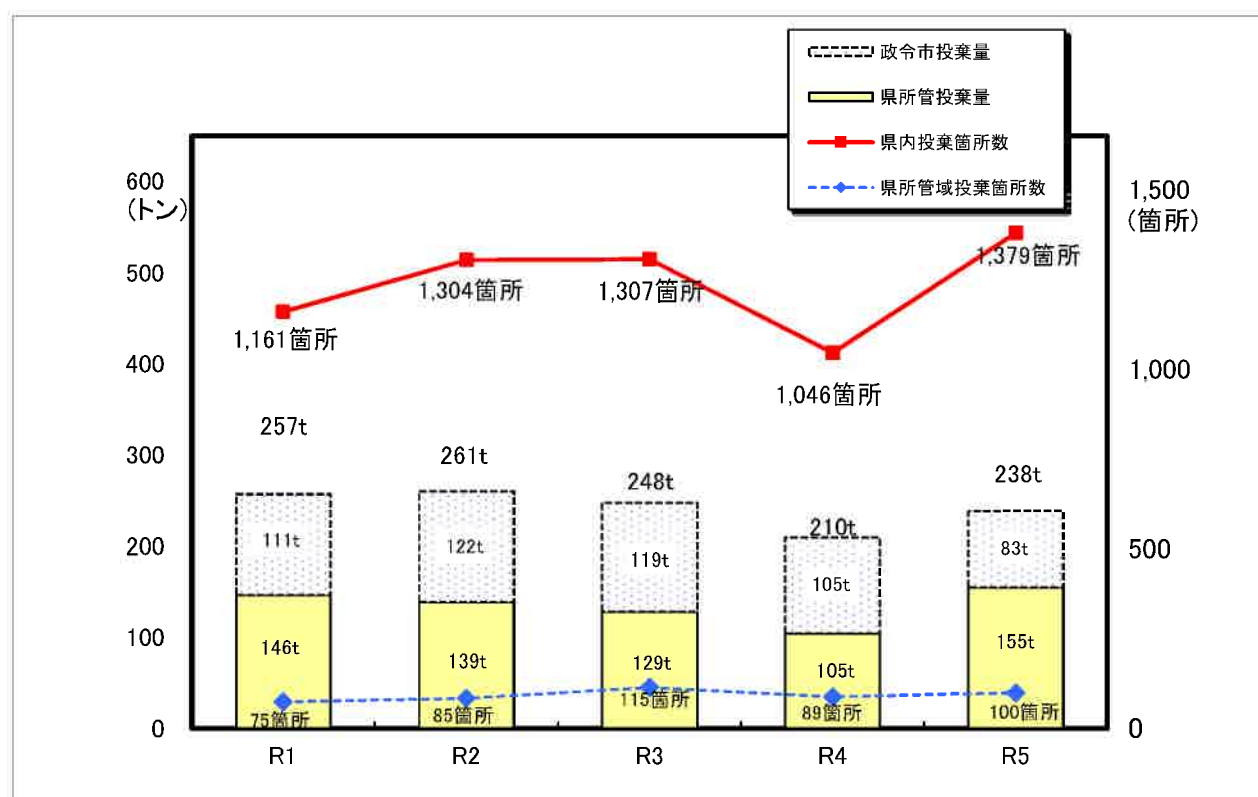
私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。
SDGs 未来都市 神奈川県

(写真提供：公益財団法人かながわ海岸美化財団)

神奈川県内における不法投棄箇所・投棄量（県全域）

→年度末の特定の1か月内に投棄を把握したものについての実績

政令市以外のものは、不法投棄市町村合同パトロールにて把握した実績

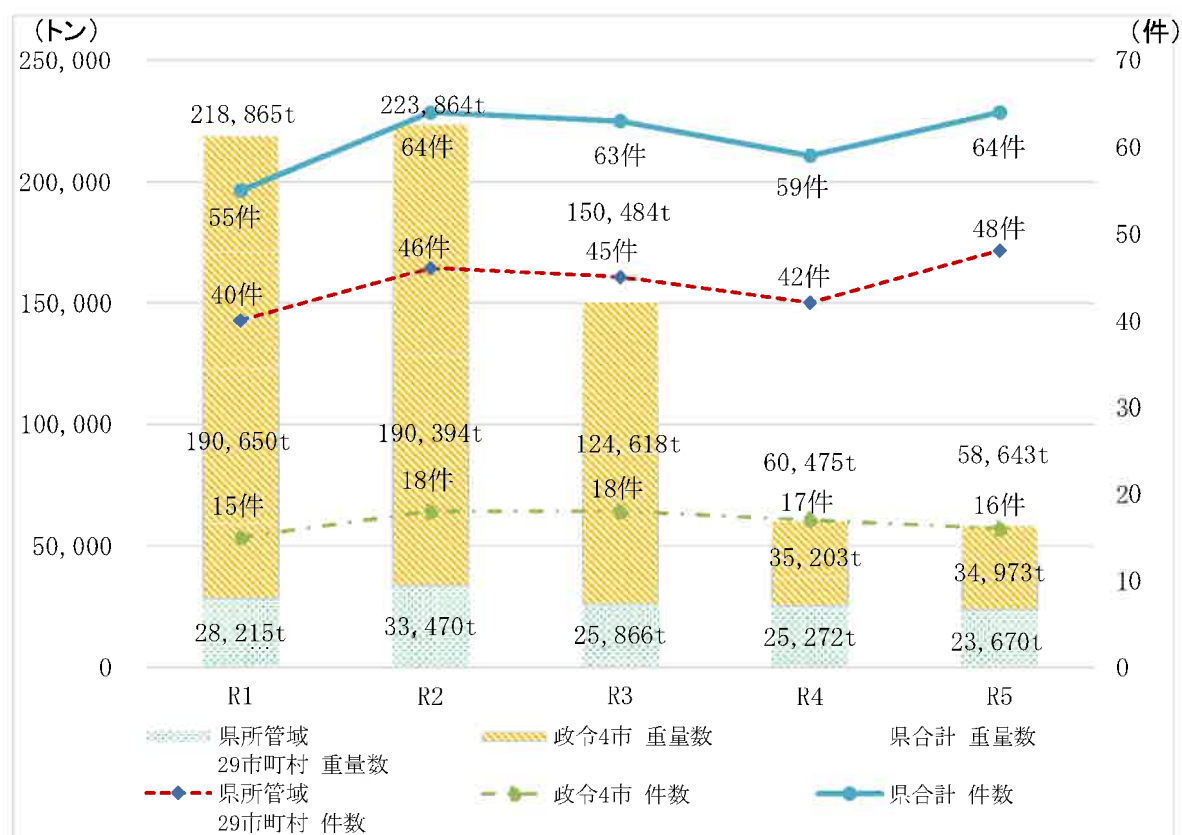


(t)

	年 度	R1	R2	R3	R4	R5
横 三	箇所数	13	12	24	6	18
	重量数	101.77	83.47	84.08	72.03	114.75
県 央	箇所数	28	30	30(※)	23	31
	重量数	17.41	13.02	13.02(※)	11.51	10.87
湘 南	箇所数	18	22	37	26	25
	重量数	17.24	26.61	30.36	18.17	25.87
県 西	箇所数	16	21	24	34	26
	重量数	9.70	15.8	1.3	2.95	3.39
県所管合計	箇所数	75	85	115	89	100
	重量数	146.12	138.93	128.75	104.66	154.79
政令4市合計	箇所数	1,086	1,219	1,192	957	1,279
	重量数	111	121.78	118.87	105.19	83.49
県合計	箇所数	1,161	1,304	1,307	1,046	1,379
	重量数	257.23	260.71	247.62	209.85	238.28

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大予防の観点から、県央地域県政総合センター管内市町村ではパトロールを中止としたため、参考値として前年度分(令和2年度)の調査結果を記載している。

神奈川県内における不法投棄等残存量（県全域）
→10トン以上の大規模不法投棄及び不適正保管の件数及び量



(t)

	年 度	R1	R2	R3	R4	R5
県所管域 29市町村	件数	40	46	45	42	48
	重量数	28,215	33,470	25,866	25,272	23,670
政令4市	件数	15	18	18	17	16
	重量数	190,650	190,394	124,618	35,203	34,973
県合計	件数	55	64	63	59	64
	重量数	218,865	223,864	150,484	60,475	58,643

サイト内検索 Google 提供 検索 Translate 読み上げ /

神奈川県
Kanagawa Prefectural Government

防災・緊急情報
選んで探す
分類から探す
組織で探す

ホーム > [暮らし・安全・環境](#) > [身近な生活](#) > [県民の声・広聴](#) > [困った時・知りたい時](#) > 廃棄物の不法投棄を見つけたときは

廃棄物の不法投棄を見つけたときは

廃棄物の不法投棄を見つけたときは

不法投棄は犯罪です！

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、

第16条（投棄禁止）

「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」

と規定されており、不法投棄を行った者は次の罰則に処される可能性があります。

同法第25条及び第32条

- 個人の場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはその両方
- 法人の場合、3億円以下の罰金



不法投棄を見つけたときは

下記問合せ先へご連絡ください。

※県の出先機関や市町村等の担当窓口を紹介することもあります。

// 不法投棄行為を見かけたとき



警察署（110番）へご連絡ください。

この時、分かる範囲で投棄者が使用している車のナンバー、車種、車名等の投棄者を特定できる情報も併せてお伝えください。

// 不法投棄物を見つけたとき



不法投棄に関すること全般、下記連絡先までご連絡ください。

// よくみられ

- ▶ 新型コロナの過ごし方
- ▶ パスポート
- ▶ 公立高校
- ▶ かながわ（#7119）
- ▶ LINE「かながわ」

▶ 県の広

神奈川県

かながわ

// 発見場所が県内政令市であるとき

各政令市のHPに記載の連絡先までご連絡ください。

 横浜市

 川崎市

 相模原市

 横須賀市

「不法投棄撲滅強化月間」について

// 「不法投棄をしない！させない！許さない！」

神奈川県では11月を「不法投棄撲滅強化月間」に設定し、不法投棄を許さない地域環境づくりを推進しています。

不法投棄監視パトロールなどを実施するほか、事業者、各団体及び市町村に対して、不法投棄防止活動に取り組むよう依頼しています。

近年、産業廃棄物の大規模な不法投棄事案は発生していないものの、引っ越しごみのような一般廃棄物の小規模な不法投棄は後を絶たない状況にあります。皆様のご協力をお願いします。



[ページトップへもどる](#)

このページに関するお問い合わせ先

[環境農政局 環境部資源循環推進課](#)

[環境農政局環境部資源循環推進課へのお問い合わせフォーム](#)

適正処理グループ

電話：045-210-4154

このページの所管所属は[環境農政局 環境部資源循環推進課](#)です。


ページの先頭へ戻る

[📍 サイトマップ](#)



神奈川県

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 045-210-1111（代表） 法人番号：1000020140007





不法投棄は犯罪です!

不法投棄を行うと、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方に罰せられる可能性があります。また、法人として不法投棄を行った場合には3億円以下の罰金刑に処せられる可能性があります。



監視パトロール

神奈川県警OBの監視職が、毎日パトロールを行っています。不法投棄箇所のほか、産業廃棄物の不適正保管場所も対象です。また、定期的に県・市町村・管轄警察署で連携して合同パトロールを行い、情報共有を図っています。



県では不法投棄撲滅のため、不法投棄の監視活動を行っています。



監視カメラ

不法投棄頻発箇所には監視カメラを設置し、24時間監視しています。過去には、その映像から行為者を特定し、検挙した事例もあり、不法投棄者の特定や不法投棄の抑止に役立っています。

パトロールを
行っています。



ごみは
持ち帰りましょう。

ドローンを使用した スカイパトロール

上空からの監視活動（スカイパトロール）には、ドローンを使用しています。河川から海に流出する前のプラスチックごみ等を発見し、地元の自治体や企業などと連携して回収につなげる取組を実施しています。また、スピーカー付きのドローンを使用して音声によるごみの持ち帰りの呼びかけ活動も行っています。



一見きれいに見える河川敷でも、ドローンを使って上空から撮影を行うと、このように多くのごみが確認されます。こうして撮影したごみの種類や量、所在地などは河川管理者や隣接する市町村へ情報提供をすることにより、回収につなげています。

こんなに
多くの
ごみが...



海ごみの
7割が
河川ごみ!?

(公財) かながわ海岸美化財団 提供写真

風等の影響で河川にたどりつたごみや河川敷に捨てられたごみは、河川の増水等とともなって流され、最終的には海へと流出し、生態系に影響を与える等大きな問題となっています。海に流出したごみのうち約7割は、河川で発生しています。



スカイパトロール実施河川

相模湾に流れ込む神奈川県内の主要5河川（相模川・酒匂川・中津川・金目川・水無川）でスカイパトロールを実施しています。特に、藪や木々が繁茂しているところや、川の水によって立ち入れないような場所のごみの把握に役立っています。

産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査について

(1) 調査の概要

産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を未然に防止するため、関東甲信越及び福島県の 1 都 11 県 25 市で構成される産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム 37）における取組の一環として、産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査を実施しています。今年度は、令和 6 年 10 月 11 日（金）に神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の産業廃棄物対策所管課のほか、中日本高速道路株式会社及び神奈川県警察本部高速道路交通警察隊にもご協力いただき、東名高速道路横浜町田インターチェンジ料金所において実施しました。

(2) 調査結果

調査は、産業廃棄物収集運搬車両に係る積載物の種類、産業廃棄物処理業許可の有無、車両の表示及び書面備付の内容に関する確認を行いました。

合計 14 台の産業廃棄物収集運搬車両のうち、違反が見られた車両は 5 台で、違反内容については以下表のとおりです。

違反車両に対しては、その場で環境省作成の「リーフレット（平成 17 年 4 月 1 日から、産業廃棄物を運搬する車両の表示及び書面の備付け（携帯）が必要となります。）」※を配布し、違反内容について指導を行いました。

産業廃棄物収集運搬車両一斉路上調査違反内容一覧

車両	違反内容
1	産業廃棄物収集運搬業許可証の写しの不携帯 電子マニフェスト加入証明書の写し携帯不備
2	産業廃棄物収集運搬業許可証の写しの不携帯 電子マニフェスト加入証明書の写し携帯不備
3	電子マニフェスト加入証明書の写しの不携帯
4	産業廃棄物の自主運搬時の備付書類の不携帯 産業廃棄物収集運搬車両の表示不備
5	産業廃棄物の自主運搬時の備付書類の記載内容不備（廃棄物の種類・数量・運搬先の記載なし）

（※ 環境省作成リーフレットの詳細については以下 URL をご確認ください。）
<https://www.env.go.jp/recycle/waste/pamph/>

(3) 調査の様子

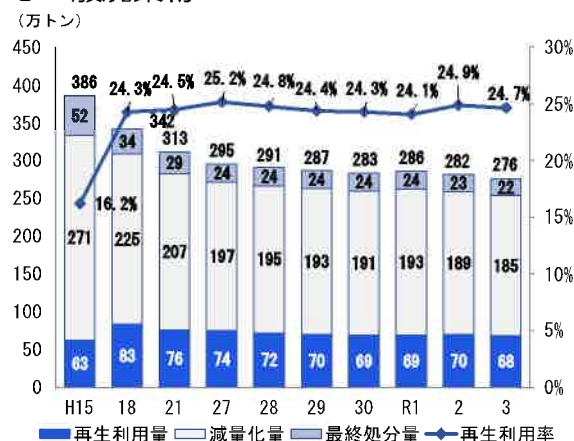


「神奈川県循環型社会づくり計画」の概要

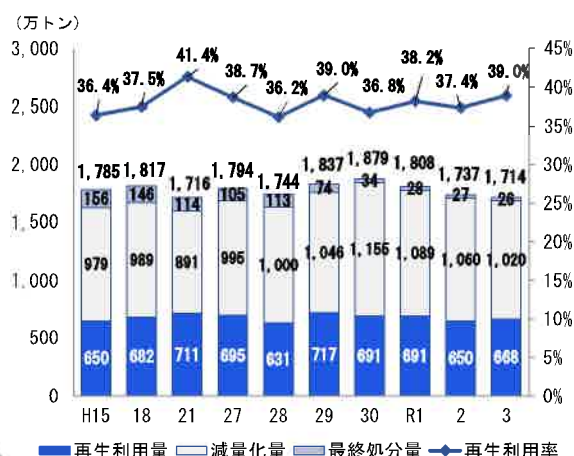
- ◆計画の位置付け 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画
- ◆計画期間 2024（令和 6）年度から2030（令和12）年度までの7年間
- ◆基本理念（本県の目指す姿） 廃棄物ゼロ社会

【現状】

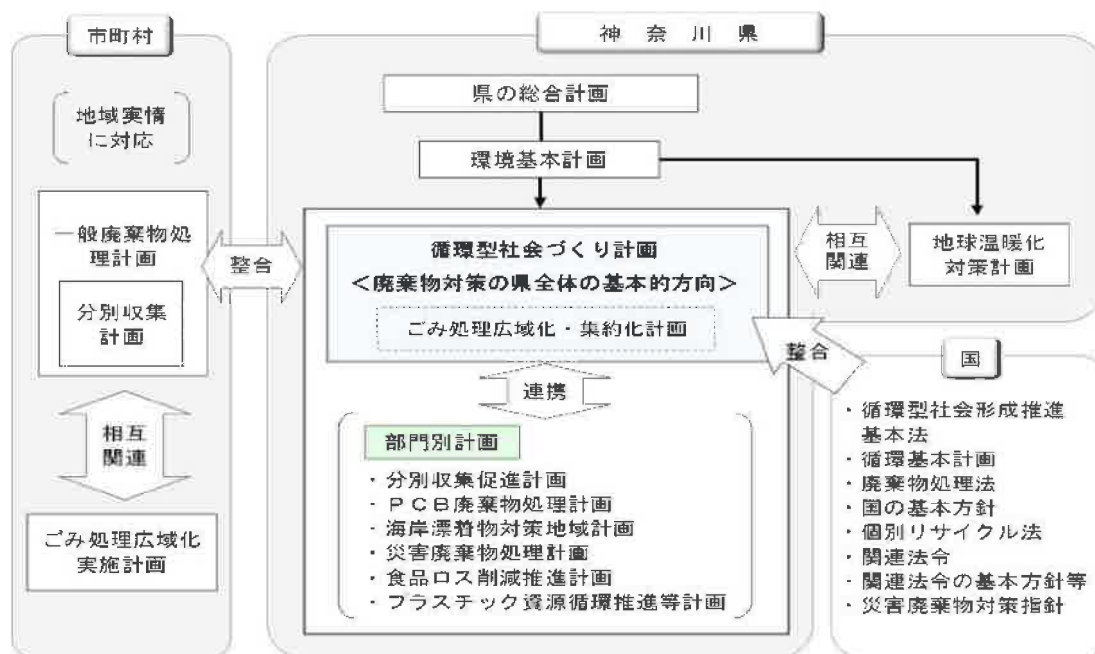
○一般廃棄物



○産業廃棄物



【他の計画との関係】



【計画目標】

※2030（令和12）年度における目標値（目標5を除く）

	項目	目標値※	2019（R1）年度実績
目標1	生活系ごみ1人1日当たりの排出量	608g/人・日	638g/人・日
目標2	産業廃棄物の排出量	1,826万トン	1,808万トン
目標3	一般廃棄物の再生利用率	28.0%	24.1%
目標4	産業廃棄物の最終処分量	263千トン	277千トン
目標5	不法投棄等残存量	前年度より減少	150,484トン(R3実績)

【施策の基本的な方向性】

大柱Ⅰ 「資源循環の推進」

3R（リデュース：排出抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の中で2R（排出抑制、再使用）の取組を優先し、そのうえで排出される廃棄物の再生利用については、脱炭素社会の実現に向けて質の向上を目指す。また、プラスチックなど化石燃料を原料とするものは、再生可能な資源に置き換えるRenewable（リニューアブル）の取組も推進。

大柱Ⅱ 「適正処理の推進」

市町村と連携して広域的なごみ処理体制の確保に係る取組を進めるとともに、産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対する指導や不法投棄等の未然防止対策を推進。また、近年世界的な環境問題とされる海洋プラスチック問題を解決し、美しい県土を守るため、県内全域においてクリーン活動を推進。

大柱Ⅲ 「災害廃棄物対策」

「神奈川県災害廃棄物処理計画」に基づき、国、市町村等とともに協力体制の構築等を図る。

【施策体系】

大柱Ⅰ 資源循環の推進

中柱Ⅰ 排出抑制・再使用の推進

- 小柱(1) 農産物のリユース・変換の推進
- 小柱(2) 事業者の取組の推進
- 小柱(3) 市町村と連携した取組の推進
- 小柱(4) 広域的な取組の推進

中柱Ⅱ 再生利用等の推進

- 小柱(1) 質の高いリサイクルの推進
- 小柱(2) 上下水道汚泥の再生利用の推進
- 小柱(3) 建設廃棄物のリサイクルの推進
- 小柱(4) 各種リサイクル制度の推進

中柱Ⅲ 環境教育・学習及び人材育成の推進等

- 小柱(1) 環境教育・学習の推進
- 小柱(2) 排出事業者・処理業者における人材育成の推進
- 小柱(3) 環境関連技術の研究・開発の推進

大柱Ⅱ 適正処理の推進

中柱Ⅰ 廃棄物の適正処理の推進

- 小柱(1) 一般廃棄物の適正処理の推進
- 小柱(2) 産業廃棄物の適正処理の推進
- 小柱(3) PCB廃棄物の適正処理の推進
- 小柱(4) 有害物質を含む廃棄物の適正処理の推進

中柱Ⅱ 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進

- 小柱(1) 不法投棄を許さない地域環境づくり
- 小柱(2) 産業廃棄物の不適正処理対策の推進
- 小柱(3) 不法投棄の現状回復に向けた取組

中柱Ⅲ クリーン活動の推進

- 小柱(1) 県民、市町村、事業者等と連携したクリーン活動の推進
- 小柱(2) 情報提供の充実等による普及啓発

大柱Ⅲ 災害廃棄物対策

【計画の推進】

県民の役割

- ・ 3Rの実行
- ・ 環境に配慮した商品の選択、できるだけ廃棄物を発生させない生活
- ・ 食品ロスの削減や分別収集など3Rの推進に向けた施策への協力 等

事業者の役割

- ・ 製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出される廃棄物の排出抑制
- ・ 単一素材化された商品や再生利用が容易な設計の商品等の製造
- ・ 環境負荷低減のための廃棄物の適正な処理
- ・ 脱炭素社会実現の観点を踏まえた廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量削減等に向けた取組 等

市町村の役割

- ・ 一般廃棄物の3Rの推進
- ・ 安全安心な廃棄物処理
- ・ 循環型社会づくりに向けた地域における住民、事業者の取組の促進
- ・ 脱炭素社会実現の観点を踏まえた一般廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量削減等に向けた取組 等

県の役割

- ・ 広域的な観点からの3R及び適正処理の推進
- ・ 産業廃棄物に係る事業者への指導監督等
- ・ 県民、事業者、市町村と連携・協働し、脱炭素社会実現の観点を踏まえた循環型社会づくりの推進
- ・ 災害廃棄物処理施策の推進 等

「神奈川県海岸漂着物対策地域計画」の概要

①

第1章 はじめに

【改定の趣旨】

- 2009年に施行された海岸漂着物処理推進法（以下「法」）に基づき、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、2011年に「神奈川県海岸漂着物対策地域計画」（以下「地域計画」）を策定
- 法改正や県の関連計画の策定などの状況を踏まえ、地域計画を改定

【地域計画の位置付け】

- 法第14条第1項に基づく法定計画であり、神奈川県循環型社会づくり計画の部門別計画

第2章 国及び県の動向

- 法改正に伴い、基本方針が変更され、流域圏の内陸と沿岸が一体となった取組の推進や、漂流ごみ等及びマイクロプラスチックの排出抑制が追加された。
- 県では、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラスチックごみをゼロにすることを目標とした「かながわプラごみゼロ宣言」を発表



第3章 神奈川県における海岸清掃の現状と課題

【神奈川県の海岸】

- 海岸の総延長約435km、東側は東京湾、南側は相模湾に面する。
- 1991年に公益財団法人かながわ海岸美化財団（以下「美化財団」）の設立以降、相模湾沿岸を中心とした一元的な海岸清掃を実施

【海岸漂着物等の現状と課題】

- 海岸漂着物の処理量は、近年、概ね横ばい
- 海岸ごみの約7割は河川上流部から流出（右図参照）
- プラスチックごみの割合が増加
- 漂着するマイクロプラスチックは、内陸部から河川を通じて流出している可能性が高い。
- 漂流ごみ等による船舶等への影響あり
- 不法投棄量及び不法投棄箇所数は、近年、概ね横ばい



美化財団による海岸ごみ実態調査結果より

第4章 県の目指す姿と計画期間

【県の目指す姿】

- 内陸部と沿岸域が一体となった発生抑制対策を進め、人工ごみのない美しい海岸を目指す。
- プラスチックごみは、排出抑制のうえ、再使用・再生利用を進める。
- プラスチックごみ以外の金属類等他の人工ごみの発生抑制を進める。

【計画期間】：2024年度から2030年度までの7年間

第5章 重点区域

【重点区域】

横須賀市走水海岸から湯河原町湯河原海岸までの自然海岸（港湾施設及び漁港施設を除く。）、河川河口部及び海岸砂防林→約150km（右図太線）

【重点区域以外の地域等について】

- 重点区域が設置されている沿岸13市町以外の内陸部の市町村等も含めた発生抑制対策
- 漁港管理者による漂流ごみ等の対応に関し、県・沿岸13市町は必要な協力を行う。



—：重点区域
（港湾施設及び漁港施設を除く。）

「神奈川県海岸漂着物対策地域計画」の概要

②

第6章 基本的方策

1 海岸漂着物等の円滑な処理

(1) 重点区域における清掃

- 重点区域における海岸清掃は、引き続き美化財団を中心に実施

(2) 重点区域外における清掃

- 港湾管理者及び漁港管理者は、清掃活動を推進し、切れ目のない海岸漂着物対策に取り組む。
- 県・沿岸13市町等は、海岸漂着物対策に資する情報共有などの支援を行う。

(3) 漂流ごみ等の処理

- 漂流ごみは、漁業者等の自主的な協力を得るとともに、沿岸13市町等が協力し、円滑な処理の推進を図る。

2 発生抑制対策

(1) 発生状況及び原因に関する調査

- 県は、海岸漂着物の組成調査等を行う。
- 美化財団は、海岸漂着物の処理量実績の把握等を行う。

(2) 内陸部における発生抑制対策

- 内陸部の市町村は、清掃活動によるごみの回収や、集積場等からの身近なごみの流出・飛散の防止等を一層推進する。
- 河川管理者は、河川における清掃を行うとともに、不法投棄の未然防止、ごみの持ち帰りの呼びかけ等の普及啓発活動を一層推進する。

海岸漂着物等の多くは、山、川、海への繋がる水の流れを通じて海岸に漂着します。沿岸域だけでなく内陸部においても、海岸漂着物等の問題を自分事として捉え、行動することが必要です。

(3) 3Rの推進

- かながわプラごみゼロ宣言の実現を目指し、県、市町村、県民、事業者が連携しながら、3R + Renewable（再生可能な資源の活用）に係る取組を進める。

(4) 不法投棄・不適正保管の未然防止

- 不法投棄を許さない地域環境づくり、産業廃棄物の不適正処理対策等に取り組む。

(5) マイクロプラスチックの排出の抑制

- 県は、プラスチックごみが意図せず環境中に排出されないよう、ごみの散乱防止等の普及啓発に努めるとともに、マイクロプラスチックの排出実態の解明に関する調査研究を行う。
- かながわプラごみゼロ宣言の実現を目指す「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」による取組を進める。

漂着したマイクロプラスチックには、人工芝の破片等が確認されており、消費者が日常に使用している製品から意図せず環境中に排出されることがあります。



人工芝の破片

県プラスチック資源循環推進等計画より

3 普及啓発・環境教育

- 環境意識の醸成やポイ捨てを許さない地域環境づくりを推進する。併せて、一人ひとりが問題を認識し、行動変容することが重要であるため、環境教育等を推進する。
- プラスチック製品が使用中に劣化してマイクロプラスチックにならないよう適正に管理すること等について普及啓発を行う。
- 美化財団は、環境教育や美化キャンペーン活動への支援など啓発事業を実施する。

第7章 関係者の役割分担及び相互協力

- 県、美化財団、市町村、港湾・漁港管理者、団体等は、県民・事業者と連携・協働して発生抑制対策等を進める。

第8章 海岸漂着物対策の実施にあたって配慮すべき事項

- モニタリングの実施 ○ 災害等の緊急時における対応 ○ 他の関連計画との整合
- 地域計画の見直し

[サイト内検索](#)

[Translate](#)
[読み上げ /](#)

神奈川県
Kanagawa Prefectural Government

防災・緊急情報

選んで探す

分類から探す

組織で探す

[ホーム](#) > [電子県庁・県政運営・県勢](#) > [県土・まちづくり](#) > [河川・ダム・発電](#) > 河川草刈り・清掃の自治会委託制度について

河川草刈り・清掃の自治会委託制度について

神奈川県では、より良い河川の管理を目指し、多くの方々に川に親しみを持っていただけるよう、県が管理する河川の草刈りや清掃を、地域の自治会等の皆様をお願いする自治会委託制度を設けており、毎年、多くの自治会等の皆様にご協力いただいております。

この制度は自治会等と県で契約を結び、草刈り・清掃を実施していただいた面積に応じて費用をお支払いするものです。

今後更にご協力いただける団体を増やしていきたいと考えておりますので、自治会等で河川草刈り・清掃の実施についてご検討いただきますようお願いいたします。

実施面積が1,000平方メートルの場合にお支払いする費用（令和6年度）

草刈り：約4万円（税抜）

清掃：約6千円（税抜）

※面積が倍になれば、お支払いする費用も倍になります。

〔草刈り、清掃の実施状況〕



一級河川 相模川



一級河川 中津川

// よくみられ

▶ 公立高校入

▶ 新型コロナの過ごし方

▶ パスポート

▶ 国立ハンパ講座

▶ 带状疱疹の

▶ 県の広

神奈川県

かな

なお、詳細については、各事務所・センターにお問い合わせ下さい。

- [橘須賀土木事務所](#)
- [平塚土木事務所](#)
- [藤沢土木事務所](#)
- [厚木土木事務所](#)
- [厚木土木事務所東部センター](#)
- [厚木土木事務所津久井治水センター](#)
- [県西土木事務所](#)
- [県西土木事務所小田原土木センター](#)
- [横浜川崎治水事務所](#)
- [横浜川崎治水事務所川崎治水センター](#)

[県土・まちづくり](#)

このページに関するお問い合わせ先

[県土整備局 河川下水道部河港課](#)

[県土整備局河川下水道部河港課へのお問い合わせフォーム](#)

河川防災グループ

電話 045-210-6491

このページの所管所属は[県土整備局 河川下水道部河港課](#)です。



ページの先頭へ戻る

[🔍 サイトマップ](#)

 神奈川県

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 045-210-1111（代表） 法人番号：1000020140007



© 1995 Kanagawa Prefectural Government.

私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県

令和5年5月30日
記者発表資料

都道府県初！ウォータースタンド株式会社と連携協定 を締結し、マイボトルの利用促進等の取組を進めま す！ ～5月30日は「ごみゼロの日」～

神奈川県では、2018年に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、プラスチックの資源循環等の取組を推進しています。

その取組をさらに強化するため、本県とウォータースタンド株式会社は、都道府県としては初となる「プラスチックごみ削減と脱炭素社会実現に関する連携協定」を締結し、マイボトルの利用促進等について連携していくこととしましたので、お知らせします。

1 連携事項

- ・マイボトル用給水器を活用した取組に関する事
- ・市町村、民間企業等と連携した取組に関する事
- ・使い捨てプラスチック製品の使用抑制及びプラスチックごみの削減推進の啓発事業の実施に関する事 等

2 マイボトルの利用促進等の主な取組

(1) 県庁本庁庁舎への給水スポットの設置

5月30日(ごみゼロの日)より、マイボトル専用給水器(常温・水道直結型・浄水機能付き)を県庁本庁舎1階に2台、新庁舎4階給湯室に1台設置します。また、同型の給水器は、今後、県民の皆様が利用する県有施設にも順次設置していきます。

(2) 市町村・民間企業等との連携

趣旨に賛同いただける市町村や民間企業等と連携し、県内全域に給水スポットの輪を広げ、県民のマイボトルの利用を促進するとともに、給水器を活用してプラごみゼロに向けた県の施策を普及啓発するなど、プラごみへの関心の浸透を図ります。

(3)環境教育の実施

次代を担う若者に自分事として環境問題を考えてもらうため、学校への出前授業等を実施します。

3 協定締結日

・令和5年5月30日(火曜日)

【参考】ウォータースタンド株式会社について

かながわSDGsパートナー、かながわプラごみゼロ宣言賛同企業

水道直結ウォーターサーバー「ウォータースタンド」のレンタル事業等を通じ、マイボトルを携帯する新しい文化の創造と、気候変動とプラスチックによる環境問題に取り組んでいる。

代表者 代表取締役 本多 均

所在地 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目 463 番地

(添付資料)

プラスチックごみ削減と脱炭素社会実現に関する連携協定書

《SDGs の推進について》

県では、持続可能な社会を目指す SDGs の具体的な取組として、深刻化するプラスチックによる海洋汚染問題に取り組んでいます。



問合せ先

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

課長 矢板 電話 045-210-4170

調整グループ 奈良 電話 045-210-4147



ペットボトル水平リサイクルに対応可能な産業廃棄物 処理業者の情報を県ホームページに掲載します！

県は、プラスチックが資源として循環する社会を目指し、ペットボトルをペットボトルに繰り返し再生する水平リサイクルの取組を進めています。

このたび、産業廃棄物として排出される使用済みペットボトルの水平リサイクルに対応可能な産業廃棄物処理業者の情報を、県ホームページに掲載することとしましたのでお知らせします。

1 取組の目的

ペットボトルの水平リサイクルは、資源循環と温室効果ガスの削減の双方に資する取組ですが、使用済みペットボトルの排出事業者が水平リサイクルを希望しても、それに対応できる産業廃棄物処理業者がすぐに分からないことが課題となっています。そこで、県が対応可能な処理業者の情報をホームページに掲載することとしました。

2 掲載する処理業者の概要

掲載する処理業者は、次の(1)及び(2)のいずれも可能として応募があった処理業者です。

水平リサイクルの実施については、処理業者の提示する条件に適合する必要があります。

- (1) 神奈川県内で産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を受け、ペットボトル水平リサイクルのための収集運搬又は中間処理ができること。
- (2) 神奈川県内の排出事業者から、産業廃棄物として排出するペットボトルをペットボトル原料に水平リサイクルしてもらいたい旨の依頼があった場合に、対応可能な条件を提示し、それに適合する場合には水平リサイクルに対応できること。

3 掲載するホームページ

処理業者の連絡先や受入条件などの詳細情報は、次のホームページに掲載します。

県ホームページ「ペットボトル水平リサイクル対応産業廃棄物処理業者について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/btob-recycle-boshu.html>

なお、同ホームページで、引き続き対応可能な処理業者を募集します。

4 ペットボトル水平リサイクル対応可能処理業者一覧

事業者名（五十音順）	対応可能な回収エリア
神奈川環境開発株式会社	県央地域、湘南地域
株式会社カネダ	県全域
三誠企業株式会社	横浜地域
株式会社春秋商事	横浜地域
都市環境サービス株式会社	県全域
日本ダスト株式会社	川崎地域、湘南地域
ベストトレーディング株式会社	県央地域
株式会社マルコ	横浜地域、川崎地域、 横須賀・三浦地域、湘南地域
リネックス有限会社	県全域

ホームページでは、各処理業者の連絡先等詳細を記載した名簿をダウンロードできます。

《SDGs の推進について》

県では、持続可能な社会を目指す SDGs の具体的な取組として、深刻化するプラスチックによる海洋汚染問題に取り組んでいます。



問合せ先

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

課長 矢板 電話 045-210-4170

課長代理 寺下 電話 045-210-4172

サイト内検索 Google 検索 検索 Translate 読み上げ /



神奈川県
Kanagawa Prefectural Government



防災・緊急情報

選んで探す

分類から探す

組織で探す

ホーム > [くらし・安全・環境](#) > [身近な生活](#) > [ごみ・リサイクル](#) > [「かながわプラごみゼロ宣言」一斉啓発キャンペーン](#) > [飲料空容器を回収する新機能リサイクルボックス](#)

初期公開日：2024年12月12日

飲料空容器を回収する新機能リサイクルボックス

～回収してリサイクルする～

街中の自動販売機横にあるリサイクルボックスは、ごみ箱と誤解され、自動販売機で購入したもの以外の異物混入が多いという課題があります。異物混入が多いと、正しい分別排出につながらず、回収したものが資源として再利用されにくくなります。また、ペットボトルをペットボトルに再生する「水平リサイクル」も難しくなってしまいます。

業界団体では、投入口を下向きにし、口径を狭くすることで異物を投入しにくくする「新機能リサイクルボックス」の設置を、まずは屋外から進めており、県も連携して普及を進めています。



なぜ異物の除去が必要なのか

ペットボトルは、PET樹脂と呼ばれる樹脂単体で構成されています。ペットボトルをペットボトルに再生するためには、高品質なPET樹脂のみを集める必要があるため、リサイクルボックスから収集後、人の手でキャップやラベルを選別、除去しています。しかし、それ以外の異物が混入すると、選別、除去の手間が非常に大きくなるほか、取り除けないPET樹脂以外の樹脂や付着した汚れ等により品質が低下します。

また、飲み残しのあるペットボトルについては、中身が食品ではない可能性があることから、リサイクルできないものとして廃棄せざるをえなくなり、リサイクルにできる量が減ってしまいます。

ペットボトルを捨てる時は必ず飲み切り、リサイクルボックスにはペットボトル以外を投入しないようにしましょう。

これまでの取組

// 令和6年度

神奈川県版脱炭素モデル地域である横須賀市内の環境イベントに出展し、新機能リサイクルボックスの投入体験等普及を実施しました。

[神奈川県版脱炭素モデル地域とは](#)

// よくみられる記事

- ▶ [新型コロナウイルスの過ごし方](#)
- ▶ [バス乗降](#)
- ▶ [公立高校入試](#)
- ▶ [かながわの人口（＃7119）](#)
- ▶ [LINE「かながわの未来」](#)

▶ 県の広報

神奈川県

かながわ



// 令和5年度

業界と連携し、神奈川県版脱炭素モデル地域である横須賀市内に新機能リサイクルボックスを設置しました。



関連リンク

- ・ [リサイクルボックスの取組（一般社団法人全国清涼飲料連合会）（別ウインドウで開きます）](#)
- ・ [減らそう「食品ロス」×減らそう「飲み残し」（一般社団法人全国清涼飲料連合会）（PDF：876KB）](#)

このページに関するお問い合わせ先

環境農政局 環境部資源循環推進課

[環境農政局環境部資源循環推進課へのお問い合わせフォーム](#)

調整グループ

電話：045-210-4147

内線：4147



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県



参考資料15
神奈川県

令和6年6月4日
参考資料

プラスチックごみの削減に向けた啓発を、県内イオン・イオンスタイル店舗で実施します！

県では、2018年9月に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに廃棄されるプラごみゼロを目指しています。

このたび包括提携協定を締結しているイオン株式会社との取組の一環として、県内で総合スーパーを運営するイオンリテール株式会社南関東カンパニーと、6月の環境月間に合わせてプラスチックごみの削減に向けた啓発を実施します。

1 実施内容

(1) 県内イオン・イオンスタイル 16 店舗において、「かながわプラごみゼロ宣言」のロゴマークがデザインされた神奈川県ご当地マイバスケット(注記)が販売されます。

(2) プラスチックごみ削減を啓発する県作成ポスターを協力店舗内に掲示します。

【神奈川県ご当地マイバスケット】



【県作成啓発ポスター】



(注記)マイバスケットとは

購入した商品を、かごに入れたまま持ち帰ることができる「お持ち帰り専用かご」です。会計後に買物袋へ詰め替える手間が無いほか、レジ袋の削減にもつながります。バスケットそのものにも、サトウキビを原料としたバイオマス素材を配合し、環境に配慮しています。

2 実施場所及び期間

(1) 実施店舗数

県内イオン・イオンスタイル 16 店舗

イオンスタイル新百合ヶ丘(川崎市麻生区)	イオンスタイル上麻生(川崎市麻生区)
イオン橋本店(相模原市緑区)	イオン相模原店(相模原市南区)
イオン久里浜店(横須賀市)	イオンスタイル横須賀(横須賀市)
イオン藤沢店(藤沢市)	イオンスタイル湘南茅ヶ崎(茅ヶ崎市)
イオン茅ヶ崎中央店(茅ヶ崎市)	イオン秦野店(秦野市)
イオン厚木店(厚木市)	イオンスタイルつきみ野(大和市)
イオン大和店(大和市)	イオン大和鶴間店(大和市)
イオンスタイル座間(座間市)	イオン海老名店(海老名市)

(2) マイバスケケット総販売個数

1,900 個

価格 本体 362 円(税抜)

※無くなり次第終了となります。

(3) 実施期間

令和6年6月1日(土曜日)から7月31日(水曜日)まで

《県とイオン株式会社との包括提携協定について》

県とイオン株式会社は、平成23年10月に包括提携協定を締結し、連携して地域活性化や県民サービスの向上に向けた取組を進めています。

《SDGsの推進について》

県では、持続可能な社会を目指す SDGs の具体的な取組として、深刻化するプラスチックによる海洋汚染問題に取り組んでいます。



問合せ先

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

課長 長 電話 045-210-4170

調整グループ 日澤 電話 045-210-4147